

志太田中川河川整備計画（案）における県民意見の募集について

1 意見募集の期間

- ① 令和3年1月12日(火)から令和3年2月12日(金)まで [32日間]
- ② 令和5年12月26日(火)から令和6年1月9日(火)まで [15日間]

2 意見等の提出状況

提出された意見は、6人から29件の意見がありました。

3 寄せられた意見等と県の考え方

| 分類 | NO. | 提出方法 | 寄せられた意見等 | 意見に対する県の考え方（河川整備計画（修正原案）における対応） | 募集期間 |
|----|-----|--------|--|---|------|
| 治水 | 1 | ファクシミリ | 感潮域での護岸の作成ではより強度の作りにしてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ p31 に示すように、「治水対策に関しては、洪水時の河川水位を低下させ、整備目標の洪水を安全に流下させることを目的に、河道拡幅等により必要な河積の確保を図る。なお、改修計画は流域の土地利用状況、沿川の住民の意見を聴きながら策定を進める。」「工事の実施にあたっては、水際部の連続性の確保などの工夫を施す「多自然川づくり」を基本とし、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境や良好な景観の保全・創出に努めるとともに、周辺の環境と調和し、地域住民が身近な水辺空間として利活用できる川づくりに努める。」としています。 | ① |
| | 2 | 電子メール | 地図に示した橋は架け替えていただきたい、津波避難時には無くてはならない橋です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 志太田中川の 0.9k 無名橋は、河川改修に伴い架け替えを行う予定です。 | |
| | 3 | 電子メール | 旧川は今回の工事範囲外となっているかもしれないが、地図で示した水門は故障しているようです。 水門より海側はほとんど水が流れませんが、但し、流入する水もあるので暗渠として公園の下に排水し、港への排水から海側についても暗渠として川を埋め立てて、道路・公園・ソーラー利用等考えられませんか？ 埋め立てることで、防災上、海から直接津波が川を上ることなくなるとは思いますがいかがでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧川は汽水域を生息場とする生物の貴重な生息場となっています。p22 に示すように、「感潮域では、魚類はボラ、スズキ、ウグイ（降海型）のほか、主に砂泥床を生息環境とするマハゼ、ヒナハゼ（要注目種：部会注目種※5）、カワアナゴ（要注目種：部会注目種）などと、礫質な河床を生息環境とするウナギ（絶滅危惧ⅠB類(EN)※1）、ミミズハゼ、アユカケ（絶滅危惧Ⅱ類(VU)※2）などが混在して生息している。」としています。 ・ また、H20 年度第 2 回の河川審議会及びその事前説明において、河川審議会の委員である竹門委員（当時：京大准教授）より、「ミミズハゼは川底が砂利や砂で湧水があるところに生息する。ボウズハゼは岩盤があるところ、マハゼやヒメハゼは砂地。それぞれ単独で生息することはあっても、同時にいるというのは非常に珍しい。旧放水路は生態環境にとって重要な意味を持っていると思われる。」という御意見をいただいていること、加えて、p36 に示すように、「残置されている吉永放水門・旧川については志太田中川・泉川と同様に維持管理を行うものの、今後の維持管理については検討を進める。」としていることから、現況のまま存続する予定です。旧川の地図で示された水門は焼津市の所管施設であるため、管理者に運用実績などを確認し、今後の対応を検討します。 ・ p34 に示すように、「旧川については、津波の遡上を防止する施設を新設する。」としています。 | |
| | 4 | 郵送 | 過去に氾濫事例があり今後想定される津波対策（防災面）、また昨今の自然災害の規模が大型化しているなか、泉川左岸の越水が非常に懸念されます。従って、本川橋から下流域までの法面整備（盛土を含む）改修工事を重ねて強く要望します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波対策については、p34 に示すように、「河口部については、「計画津波」の遡上を考慮し、大井川港の津波対策の進捗を踏まえ、水門を新設する。」としています。これにより、泉川沿川も L1 津波からは守られます。 ・ p35 に示すように、「志太田中川、泉川で近年生じている内水被害について、浸水区域ごとに、発生原因と対策について検討を進めるとともに、焼津市における治水対策・内水対策と連携して、必要に応じて局部的改良等を実施する。」としております。 | |
| | 5 | 電子メール | 洪水時の排水用ポンプの機場があるが、私の知る限り、実際に役立てたことがない。撤去してはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼津市農政課の所管施設であるため、管理者に運用実績を確認し、今後の対応を検討します。 | |
| | 6 | ファクシミリ | 放水ポンプ場までの水路の「幅・深さ」等を、検討してください（田中川沿い） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼津市農政課の管理の水路になります。・河道拡幅工事実施の際には、機能復旧として、既存水路の「幅・深さ」を確保しますが、流域面積等からそれ以上の「幅・深さ」が必要となる場合は、焼津市農政課との協議となります。 | |

| 分類 | NO. | 提出方法 | 寄せられた意見等 | 意見に対する県の考え方（河川整備計画（修正原案）における対応） | 募集期間 |
|------------|-----|--------|--|--|------|
| | 7 | ファクシミリ | 貯水池等の整備 ⇒河川の増水対策、水害対策 | ・p35に示すように、「内水被害について、浸水区域ごとに、発生原因と対策について検討を進めるとともに、焼津市における治水対策・内水対策と連携して、必要に応じて局部的改良等を実施する。」としています。 | ① |
| 河川の利用及び水利用 | 8 | 電子メール | 緊急事態に備え随所に階段を設けてほしい。 | ・P33の工事の内容に「階段」を追記します。 ⇒散策路・階段等の水に親しめる空間を創出する。 | |
| | 9 | ファクシミリ | 住民がより親しめるように、法面を利用した休憩場所を作ってください。 | 同上 | |
| | 10 | 電子メール | 散策路を整備するというが、草刈り等の管理はだれが行うのか？ 駐車場もなく近隣の住民しか使えないのでは？ | ・p33の横断イメージ図は現時点でのイメージ図です。散策路については、今後、詳細な設計を行ったうえで整備することが可能かどうかの検討を行います。ただ、浸水被害や内水被害の軽減のため、散策路整備よりも、河道の流下能力向上を優先する場合がありますことを御承知おきください。 ・また、散策路を整備した場合の草刈り等の管理は、p36に記載されているように、「治水上対策が必要な箇所樹木伐採を実施するとともに、リバーフレンドシップ制度を活用し、流域各所で地域住民などにより実施されている清掃・除草活動などの河川美化活動への支援・協力を推進する。」としています。 ・散策道の使用は近隣の住民を想定しています。 | |
| | 11 | ファクシミリ | 岸辺を安心して散策できる広さにしてください。 | ・p33の横断イメージ図は現時点でのイメージ図です。散策路については、今後、詳細な設計を行ったうえで整備することが可能かどうかの検討を行います。ただ、浸水被害や内水被害の軽減のため、散策路整備よりも、河道の流下能力向上を優先する場合がありますことを御承知おきください。 | |
| | 12 | 電子メール | 隣接する住宅地の道路幅が狭いため、堤防上部（右岸・左岸ともに）は緊急車両が通行可能な幅としてほしい。 | ・堤防の天端幅は、河川の計画高水流量により定められており、志太田中川では3mになります。緊急車両が通れる幅にするには、焼津市との協議が必要となり、加えて、拡幅分の幅員に対する焼津市の負担金が発生します。また、焼津市にその道路を道路占用してもらう必要があります。 | |
| | 13 | ファクシミリ | 法面天井部の舗装化 ⇒散策道、遊歩道、ウォーキングコース設定で健康づくり促進 | (?)・これまでも、一部区間で自治会による散策道等の整備が行われております。今後も焼津市と調整し、このような活動を支援していきます。 ・また、志太榛原農林事務所でも農業用水の管理道を散策などに活用できるような整備がされている箇所もあります。（第3回流域委員会議事） | |

| 分類 | NO. | 提出方法 | 寄せられた意見等 | 意見に対する県の考え方（河川整備計画（修正原案）における対応） | 募集期間 |
|------|-----|--------|---------------------------------------|---|------|
| 河川環境 | 14 | 電子メール | 外来種のコイにより藻が激減した。アカミミガメが畑に産卵に来る。 | ・外来種の増加は、在来種の生態系に影響を与えます。p29に記載されているように、志太田中川の特徴的な環境の確保に努めます。 | ① |
| | 15 | ファクシミリ | 大井川用水の水門に魚道設置 ⇒魚類の棲息環境づくり | ・魚道の設置については、施設管理者である焼津市農政課などと必要性を検討して調整します。 | |
| | 16 | ファクシミリ | 自然環境に配慮した河川工法 ⇒魚類・水生植物の棲息・生育環境に配慮した河川 | ・p29に記載されているように、「河川環境の整備と保全に関する目標」を定め、p31に示すように、「工事の実施にあたっては、水際部の連続性の確保などの工夫を施す「多自然川づくり」を基本とし、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境や良好な景観の保全・創出に努めるとともに、周辺の環境と調和し、地域住民が身近な水辺空間として利活用できる川づくりに努める。」としています。 | |

| 分類 | NO. | 提出方法 | 寄せられた意見等 | 意見に対する県の考え方（河川整備計画（修正原案）における対応） | 募集期間 |
|------|--------|---|---|---|------|
| 維持管理 | 17 | 電子メール | ゆるやかな法面傾斜とし、草の生えないコンクリート等にしてほしい。 | ・p31に示すように、「治水対策に関しては、洪水時の河川水位を低下させ、整備目標の洪水を安全に流下させることを目的に、河道拡幅等により必要な河積の確保を図る。なお、改修計画は流域の土地利用状況、沿川の住民の意見を聴きながら策定を進める。」「工事の実施にあたっては、水際部の連続性の確保などの工夫を施す「多自然川づくり」を基本とし、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境や良好な景観の保全・創出に努めるとともに、周辺の環境と調和し、地域住民が身近な水辺空間として活用できる川づくりに努める。」としています。 | ① |
| | 18 | 電子メール | 志太田中川の川幅を広げ、土手幅拡幅と土手の嵩上げ工事となると思われるが、土手の草刈をしなくて済むような構造としてほしい、土手の内・外の法面については必ずお願いしたい。 | 同 上 | |
| | 19 | ファクシミリ | 河川側法面の通水性コンクリート化（全面又は立ち上がり2メートル程度）、蛇籠等の埋設、一定間隔で法面に階段設置 ⇒水害対策、管理の適正化、草刈り作業等の軽減化 | 同 上 | |
| | 20 | ファクシミリ | 河川反対側法面の舗装化又は防草シートの埋設 ⇒管理の適正化、草刈り作業等の軽減化 | 同 上 | |
| | 21 | ファクシミリ | 手に負えない葛等などの宿根性雑草が蔓延り、低木が繁茂して草刈り作業が困難化している。 ⇒地域の高齢化により近い将来、作業自体ができなくなることが懸念される。 | ・p36に記載されているように、「治水上対策が必要な箇所での樹木伐採を実施するとともに、リバーフレンドシップ制度を活用し、流域各所で地域住民などにより実施されている清掃・除草活動などの河川美化活動への支援・協力を推進する。」としています。 | |
| | 22 | ファクシミリ | 法面の傾斜角度をゆるやかにしてください。（草刈等の作業が安全にできるように） | ・p31に示すように、「治水対策に関しては、洪水時の河川水位を低下させ、整備目標の洪水を安全に流下させることを目的に、河道拡幅等により必要な河積の確保を図る。なお、改修計画は流域の土地利用状況、沿川の住民の意見を聴きながら策定を進める。」「工事の実施にあたっては、水際部の連続性の確保などの工夫を施す「多自然川づくり」を基本とし、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境や良好な景観の保全・創出に努めるとともに、周辺の環境と調和し、地域住民が身近な水辺空間として活用できる川づくりに努める。」としています。 | |
| | 23 | 郵送 | 泉川左岸は法面が急勾配の箇所、崩れた箇所が多くあり川幅も狭くなっており、除草作業が危険である。 | ・p35に示すように、「志太田中川、泉川で近年生じている内水被害について、浸水区域ごとに、発生原因と対策について検討を進めるとともに、焼津市における治水対策・内水対策と連携して、必要に応じて局部的改良等を実施する。」としております。 | |
| | 24 | 郵送 | 【泉川】胴長靴等で川に入り、腰まで浸かって川藻を除去する作業は現状では限界であり、川底の整備対策が必要です。 | ・p31に示すように、「治水対策に関しては、洪水時の河川水位を低下させ、整備目標の洪水を安全に流下させることを目的に、河道拡幅等により必要な河積の確保を図る。なお、改修計画は流域の土地利用状況、沿川の住民の意見を聴きながら策定を進める。」「工事の実施にあたっては、水際部の連続性の確保などの工夫を施す「多自然川づくり」を基本とし、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境や良好な景観の保全・創出に努めるとともに、周辺の環境と調和し、地域住民が身近な水辺空間として活用できる川づくりに努める。」としています。 | |
| | 25 | 郵送 | 【泉川】崩れたところに土嚢を積むだけの「一時的な工事で終わらせないでほしい」と思います。 | ・p35に示すように、「志太田中川、泉川で近年生じている内水被害について、浸水区域ごとに、発生原因と対策について検討を進めるとともに、焼津市における治水対策・内水対策と連携して、必要に応じて局部的改良等を実施する。」としております。 | |
| | 26 | ファクシミリ | 河川側法面の下部が侵食され、えぐり取られている箇所がある。また、コンクリート板がずれて動いている箇所がある。 ⇒法面崩落等の危険を感じる。 | 同 上 | |
| 27 | ファクシミリ | 空缶、ペットボトル等が河川淀みや護岸部に多く観られる。また、食品容器等々の生活雑貨の投棄が見受けられる。 ⇒雑草が繁茂している環境を無くす、立て看板を設置する。 | ・p41（3）広報ツールの活用に、「看板設置などにより」を追記します。 ⇒また、廃棄物等の投棄防止を看板設置などにより啓発していく。 | | |

| 分類 | NO. | 提出方法 | 寄せられた意見等 | 意見に対する県の考え方（河川整備計画（修正原案）における対応） | 募集期間 |
|-----|-----|-------|--|--|------|
| その他 | 28 | 電子メール | 今回のパブリックコメント実施している島田土木事務所は、過去のパブリックコメント結果公表が放置されている。具体的には、令和3年 志太田中川水系、令和4年湯日川水系 河川整備計画のパブリックコメント結果がホームページ上、放置されている。情報提供は、以前したが、意識が低いのか、そのまま、放置。県民軽視となる。 | <ul style="list-style-type: none"> 志太田中水系につきましては、近年の気候変動を踏まえ流域治水の転換の反映や津波対策の再検討による計画の修正に時間を要したため、計画の策定が遅れていました。 湯日川水系につきましては、パブリックコメント実施後、いただいた意見等を踏まえ、修正原案を作成していたため、計画の策定が遅れていました。パブリックコメントの結果は、計画の公表とあわせて公表していきます。 | ② |
| | 29 | 電子メール | おおむね、原案通りで、良いが、令和4年の～令和5年は、何を議論していたのかが、不明。会議は、開催していないし、空白の1年にみえてしまう。 | <ul style="list-style-type: none"> 近年の気候変動を踏まえ流域治水の転換の反映や津波対策の再検討による計画の修正に時間を要したため、計画の策定が遅れていました。 | |